

失踪という「問題」の在り処について——「失踪者」の家族の視点から——

(第二回)

本記事では、日本国内の人間の失踪にまつわる「問題」の所在を概観している。前回の考察では、①「失踪者」の概数は統計的に把握されても、その実態は不明な点が多く、人間が失踪することそれ自体を問題化することは現時点では困難であるということ、②それゆえ失踪にまつわる「問題」を捉えるためには、まずは残された「失踪者」の家族の側に焦点を当てなければならないということ、以上の二点を確認した。第二回では、「失踪者」の家族が抱える困難を見出し、失踪にまつわる「問題」の所在を明らかにする。

3. 「失踪者」の家族が抱える二重の困難

本節では、前節までの議論を引き継ぐ形で、インタビュー調査から明らかになった「失踪者」の家族たちの困難を概観してゆく。

最初に、調査と分析の際に用いた方法を簡単に述べておこう。調査はインフォーマントへのインタビューによって行われる。調査対象となるインフォーマントは、失踪してから1年以上が経過している「失踪者」を抱える家族であることを条件とする。これは、特に失踪が長期化し「迷宮入り」する事態に焦点を当てると我々の意図によるものである。また、インタビューでは、インフォーマントの自由な語りを記録する非構造化インタビューの形式をとっている。これは、多くの「失踪者」の家族にアクセスを行うことが困難である以上、それぞれのケースにおける家族の語りを詳細に分析し、事態の理解を深めることが有効であると判断したからである。

分析では、インタビューで記録された家族の「語り」から、個々のケースを詳細に分析した後に、ケースを横断した比較を行うという方法をとっている¹⁾。本記事では、この比較分析の結果を中心に記述を行うことにする。具体的な作業としては、インタビューを実施した全てのケースに共通する「失踪者」の家族の困難を見出し、且つそれが他の多くの「失踪者」を抱える家族にも妥当すると推測される場合に、それについて記すことになる。

以上の方法に基づき、我々が見出した「失踪者」の家族たちの抱える困難は、大別すると以下の二つのタイプに分けられる。順番に述べてゆくことにしよう。

第一に、家族が「失踪者」を抱えることによる心理的負担が挙げられる。このように述べてしまうと、さも当然のことを言っているかのように思われるかもしれない。また、家族を何らかの形で失った多くの者も同じような心理的負担を抱えているのではないかと

いう疑問も生じうるだろう。しかし、我々が通常経験するような喪失体験による心理的負担と、「失踪者」を身近に抱えることによる心理的負担は、ある点で大きく異なっており、その点こそが「失踪者」の家族の心理的負担を特徴付ける重要な要素となっている。それは、「失踪者」が様々な点で残された家族にとって「不確実な存在」であるということである。「失踪者」の所在が分からずに、連絡を取ることもできない家族は、「失踪者」が「現在どうなっているのか」、「帰ってくるのか、帰ってこないのか」、そして「生きているのか、死んでいるのか」を決して確信することができない。「失踪者」との再会を希求する家族にとっては、これらの要素が不確定であるということが、深刻な不安や心配の種となりうるのである。P. Boss (1999=2004) は、このように喪失の事実自体が曖昧である状況を「曖昧な喪失」として定義している。Boss によれば、「曖昧な喪失」の特徴の一つが、喪失の事実が曖昧であるために、その心理的な負担が長期化することであるが、本調査でも「失踪者」との再会を希求する家族たちには一様にその傾向が見られた。「失踪者」が発見されずに「迷路入り」するケースがしばしばあると 1 節で述べたが、失踪が長期化するにしたがって、家族たちの心理的負担も長期化してゆく。そしてその負担は、「失踪者」との再会を希求する家族にとっては、「失踪者」が何らかの形で発見されない限り終わることがないのである。

では、「失踪者」との再会を希求していない家族の場合はどうだろうか。たとえば、前述したような喪失体験がもはや「過去」のものとなっており、「失踪者」との再会をさほど望んでいない家族のケースも十分に考えられるし、そもそも全ての家族が「失踪者」との再会を望むという前提は、現代の家族に対する一般的な理解としてはあまりにも一元的過ぎるように思われる。さて、本調査で明らかになったことは、そのような家族には「曖昧な喪失」とはまた別の心理的負担が付きまとう可能性があるということである。たとえば、仮に「失踪者」が無事に家族たちの社会に帰ってきたとしても、「失踪者」は既に金銭トラブル等に巻き込まれた後であるかもしれない。そのような「恐れ」を残された家族が想定する場合、「失踪者」の帰還は決して手放しに喜べる事態としては映らないであろう。以上の点を踏まえると、「失踪者」との再会を希求してない家族にとっては、「失踪者」の存在は、潜在的なトラブルの可能性として別の意味で心理的な負担となりうるのである。

以上のように、「失踪者」の家族たちが抱えうる二種類の心理的負担を概観してきた。二つの心理的負担は対照的なものであったが、しかし両者は「失踪者」という「不確実な存在」を家族に抱えることに起因しているという点で、同じ事態の二側面であるといえる。つまり、残された家族たちは、不明である「失踪者」の動向を憂慮して、様々な意味付けを行わざるをえないのであり、「不確実性」に苛まれているのである。ここに、最も身近な存在であり、親密な関係にある——と、少なくとも一般的には考えられている——家族が失踪し、「不確実な存在」になってしまうという体験の「重さ」を見出すことができる。

第二に、家族にかかる社会手続き上の負担を挙げることができる。前述したように、「失

「失踪者」は家族にとっては所在が不明であり、連絡も取れない「不確実な存在」であった。しかし、より大きな社会の——たとえば国家や法律上の——枠組みの中では、「失踪者」はあたかも普通に家族の元で生活を送っているかのように扱われる。そのため、「失踪者」は納税や年金、保険料の納付、相続等の社会手続きを行うことを社会から要請される。しかし、「失踪者」は当然そのような要請に応えられる状況にはない。では、その要請には一体誰が応えるのか。それは、残された家族である。本調査のインタビューで明らかになったのは、このように「失踪者」の代わりに、もしくは「失踪者」のために行われる社会的手続きの煩雑さ、ならびに経済的負担である。

では、なぜこのような事態になってしまうのか。我々が生きている現代の社会システムでは、人間は生／死のどちらかの状態に必ず区分されており、またその生／死が確認できることが自明の前提となっている。そして、その生／死の区分は様々な場面で用いられている。人間の生／死が確認できるのは、その人間が何らかの社会に所属しているからであるが、「失踪者」は家族、および家族の所属する社会から離脱しており、この自明の前提が通用しない。つまり、「失踪者」とはこの自明の前提から外れてしまった存在、生者でもなく死者でもない、現代社会にとってはほとんど想定外の存在なのである。「失踪者」が社会にとって想定外の存在であるからこそ、「失踪者」の家族もまた社会にとっては想定外の存在なのであり、結果として彼／彼女らにとっても予想外の社会手続き上の困難が生じてしまうのではないだろうか²⁾。

さて、先に「失踪者」が「ほとんど」想定外の存在であると述べたのは、上記のような事態を救済する措置が一応は存在しているからである。それは、民法によって規定されている「失踪宣告」という制度であり、「失踪者」が失踪してから7年が経過した後であれば、裁判所で失踪宣告の手続きを行うことで、「失踪者」を法律上は死亡したものとして扱うことができる。この失踪宣告の手続きを行うことで、「失踪者」の財産の相続や、婚姻関係の解消を行うことが可能となり、また上記の社会手続き上の困難も緩和されることが想定される。しかし、逆に言えば、「失踪者」の家族は7年の間この社会手続き上の困難に耐えねばならず、その間に彼／彼女らに対する社会的な保障は皆無である。また、とりわけ「失踪者」との再会を希求する家族は、たとえ法律上の手続きではあっても、「失踪者」を死亡したものとして扱うことには多大な抵抗を感じるようである³⁾。以上の点を踏まえると、失踪宣告が「失踪者」の家族を救済する措置として十分なものであるとは言い難いのが現状であろう。

以上のように「失踪者」の家族たちは、心理的負担と社会手続き上の負担という二重の困難を抱えていることが明らかになった。これまで述べてきたように、人間の失踪という事態には未だ不明な点が多く、失踪について一般的に論じることには困難がともなう。しかし、残された家族に、本節で確認したような不利益が唐突に生じてしまうという現実、少なくとも失踪にまつわる明確な「問題」であるといえる。もちろん、全ての困難が解消

されることは望むべくもないのであるが、とはいえ、この「問題」が十分に認知されず、議論の対象にもならないという現状を見過ごすこともできないのである⁴⁾。

では、社会はこのような事態に対してどのように対処してゆくべきなのであろうか。そして、我々はこの「問題」からいかなる示唆を得るのだろうか。以上の二点については、次回で述べることにしたい。

【注】

- 1) ここで用いられている調査ならびに分析方法は、「比較ケース・スタディ(comparative case studies)」と呼ばれる質的な調査法の一つであり、S. Merriam (1998=2004) や M. Miles and M. Huberman (1994) を参照している。
- 2) たとえば家族が死亡した場合、遺族には相応の保障があるが、家族が失踪しても残された家族には何の保障もない。そのため、家族の生計を支えていた人間が失踪した場合、残された家族は深刻な経済的負担を背負うことになる。
- 3) 民法第 32 条によれば、失踪宣告の後に「失踪者」の生存が確認された場合、失踪宣告を取り消すことが可能である。しかしそれでも、「失踪者」との再会を希求する家族にとっては、「失踪宣告」の手続きを決断する際には大きなためらいが生じるようである。
- 4) それでは、人間の失踪という事態はなぜこれまで十分に着目されてこなかったのだろうか。この点に関しては、以下の二点の原因が推測される。第一に、携帯電話等のコミュニケーションツールが発達した現代社会では、家族と連絡が取れずに所在も不明となるような事態が生じることは想定しづらい。そして第二に、本文でも述べたように、社会の成員の生／死が不明となることが、そもそも現代社会のシステムにとっては想定外の事態であったかもしれないのである。

【文献】

- Boss, Paulin, 1999, *Ambiguous Loss: Learning to Live with Unresolved Grief*, Cambridge: Harvard University Press. (=2005, 南山浩二訳『「さよなら」のない別れ 別れのない「さよなら」——あいまいな喪失』学文社.)
- Merriam, Sharan B, 1998, *Qualitative Research and Case Study Applications in Education*, New York: Wiley & Sons. (=2004, 堀薫夫・久保真人・成島美弥訳『質的調査法入門——教育における調査法とケース・スタディ』ミネルヴァ書房.)
- Miles, Matthew B. and A. Michael Huberman, 1994, *Qualitative Data Analysis: An Expanded Sourcebook*, 2nd ed, Thousand Oaks, Calif: Sage.